

玉東町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する 条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、玉東町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成29年玉東町条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の申請)

第2条 条例第3条に規定する申請は、固定資産税課税免除申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 前項の固定資産税課税免除申請書には、条例第2条に規定する要件に適合していることを証する書類及び町長が必要と認める書類を添付するものとする。

(課税免除の可否決定の通知)

第3条 町長は、条例第4条の規定により課税免除の可否を決定した場合には、申請した者に対し、固定資産税課税免除可否決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更等の届出)

第4条 前条の規定により課税免除の決定を受けた者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事由が生じた日から10日以内に、当該各号に定める書類を町長に届け出なければならない。

(1) 申請の内容を変更したとき 事業変更届(様式第3号)

(2) 申請に係る事業を休止し、又は廃止したとき 事業休止(廃止)届(様式第4号)

(課税免除の取消通知)

第5条 町長は、条例第5条の規定により課税免除を取り消した場合には、固定資産税課税免除取消通知書(様式第5号)により課税免除の決定を受けた者に通知するものとする。

(課税免除の承継)

第6条 条例第6条に規定する届出は、固定資産税課税免除承継届(様式第6号)により行うものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

固定資産税課税免除申請書

年　月　日

玉東町長　　様

申請者

所又は所在地

氏名又は名称

印

電話番号

固定資産税の課税免除を受けたいので、玉東町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事　業　所　の　名　称	
事　業　所　の　所　在　地	
事　業　所　の　業　種	
生　産　す　る　主　要　商　品	
新　設　・　増　設　の　区　分	新　設　・　増　設
操　業　開　始　日	年　月　日
事　業　年　度	自　年　月　日　～　至　年　月　日

課税免除を受けようとする家屋若しくは償却資産又はこれらの敷地である土地の内訳

A 土地

所在		地目	地積 (イ)	取得年月日 (契約年月日)	取得価格	家屋又は構築物の建設着手年月日	(イ)のうち課税免除の対象となる面積	備考
大字	地番							
			m ²		円		m ²	
合 計								

B 家屋

所在		家屋番号	種類 用途	構造	床面積 (イ)	取得年 月 日	減価償却開始年月日	取 得 価 格	(イ)のうち対象施設の用に供する部分の面積	耐用年数	備考
大字	地番										
					m ²			円	m ²	年	
合 計											

C 償却資産(構築物に限る。)

名 称		取得年月日	減価償却開始年月日	取 得 価 格	耐用年数表 番号及び 耐用年数	備考
				円	番号 年	
合 計						

※ すべての償却資産を記載できない場合は、別紙に記載すること。

添付書類

- (1) 家屋平面図及び償却資産配置図
- (2) 所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 37 号又は法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 31 号の規定による確定申告書の写し(法人にあっては、確定申告後に速やかに提出すること。)
- (3) 承認企業立地計画
- (4) 事業所の経歴、事業の内容を示した書類(会社の経歴書、パンフレット等)

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

玉東町長

印

固定資産税課税免除可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度分の課税免除について、玉東町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例第4条の規定により決定したので、下記のとおり通知します。

記

1 課税免除の決定又は却下の区分

決定 ・ 却下

2 課税免除の対象となる物件

A 土地

所 在		地 積	左記のうち課税免除の対象面積
大字	地番		
		m ²	m ²

B 家屋

所 在		家屋番号	床面積	左記のうち対象施設の用に供する部分の面積
大字	地番			
		m ²	m ²	

C 償却資産

名 称	備 考

3 却下の理由

4 その他

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、玉東町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

(2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6箇月以内に、玉東町を被告として(訴訟において玉東町を代表する者は玉東町長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して 3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第3号(第4条関係)

事業変更届

年　月　日

玉東町長　　様

住所又は所在地

氏名又は名称



年　月　日付け 第　　号で決定を受けた事業を変更したので、玉東町
地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第4条の規
定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項及び変更年月日

年　月　日

2 変更事由

3 添付書類

- (1) 変更後の承認企業立地計画を示す書類
- (2) 変更後の建設計画書

様式第4号(第4条関係)

事業休止(廃止)届

年　月　日

玉東町長　　様

住所又は所在地

氏名又は名称

(印)

年　月　日付け 第　　号で決定を受けた事業を休止(廃止)したので、玉東町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称及び事業の内容

2 事業休止(廃止)年月日

年　月　日

3 事業休止(廃止)の理由

様式第 5 号(第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

玉東町長

印

固定資産税課税免除取消通知書

玉東町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例第 5 条の規定により、 年 月 日付け 第 号をもって決定した 年度分の課税免除を取り消したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、玉東町長に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、玉東町を被告として(訴訟において玉東町を代表する者は玉東町長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 6 号(第 6 条関係)

事業承継届

年 月 日

玉東町長 様

承継人

住所又は所在地

氏名又は名称

(印)

電話番号

下記のとおり事業を承継したので、玉東町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例第 6 条の規定により届け出ます。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
被承継者 住所又は所在地 氏名又は名称	
承継の年月日	年 月 日
承継に関する事実	

(注) 承継に関する事実を証明する書類等を添付し、提出してください。